

発議第 2号

日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択  
を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政  
庁に提出するものとする。

平成27年9月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真  
          "                  "          小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 小梅 洋子

【提出先】市町村長、市町村教育委員会教育長、市町村教育委員会委員長

## 日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める意見書

学校教育は日本国憲法、教育基本法1条に基づき、子どもひとり一人の人格の完成をめざして行われる。歴史や公民教育の中心となる教科書は、国際協調の視点を持ち、日本国憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を自らの生活に結び付けて学べる内容であることが大切である。

2016年度から中学校、中等教育学校(前期課程)で使用される教科書の採択が各地ではじまっている。歴史・公民の教科書の中には、過去の日本政府や当局による加害の事実を小さく見せたり、アジア・太平洋諸国で2000万人以上の犠牲をもたらした日本の侵略戦争について、「自存自衛」で、日本の侵略が「東南アジアやインドの人々への独立への希望」になったと強調したり、占領期には「のちの独立の基礎となる多くの改革がなされた」などと日本軍を「アジアの解放者」として描いている教科書が存在する。一方、教員や研究者が自主的に立ち上げた出版社が発行した教科書では、歴史的事実を羅列するのではなく、過去の人間の姿やできごとを具体的に描き出し、歴史の事実に向き合い、子どもたちの発達や歴史認識の形成への考慮を指向した内容となっている。

1966年に日本政府も加わった76カ国によるユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」の61項では、「教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有している」として、「教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、…主要な役割が与えられるものとする」とされている。教科書の選定にあたって教員が「主要な役割」を担うことは国際的な標準であり、日本政府や地方教育委員会も尊重すべきものである。

教科書は、学校教育の中心的な教材として重要な役割を果たしており、その採択が公正かつ適正に行われ、よりよい教科書が子どもたちに渡されることは国民全体の願いである。

地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

### 記

1. 公立学校における教科用図書採択において、教職員や保護者・住民の声を採択に生かし、憲法と子どもの権利条約にもとづく教科書を採択すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月14日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫